

告 示

埼玉県告示第五百六号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成三十年五月一日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

松村ビル

埼玉県川越市小室字亀甲五十四番一外

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による市町村の意見の概要

(1) 該当店舗及び隣接する商業施設には、市内児童・生徒が数多く来店していることと思います。

また、近くには市立小・中学校もあり、朝、夕の登下校時には、道路を多くの児童・生徒が通行します。そこで、工事に伴う資材の搬出入など関係車両の出入りは、可能な限り登下校の時間を避け、近隣道路を通行の際は、児童・生徒への十分な安全上の配慮をお願いいたします。

駐車場変更後も、出入口付近や場内を児童・生徒が安全に通行できるように、配慮をお願いいたします。

(2) 平面駐車場（店舗目の前のところ）については、分かりやすい表示や案内等で、来客者が混乱や迷いが生じないように配慮するとともに、事故防止やトラブル防止に努めてください。

(3) 屋上駐車場については、従業員駐車場と来客駐車場について、適切な場所に駐車できるように配慮をお願いします。また、出口がわかりやすいよう、案内看板等の設置をお願いします。

二 縦覧期間

平成三十年五月一日から平成三十年六月一日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県川越比企地域振興センター